

後期高齢者医療特別会計について

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく75歳以上（65歳以上で一定の障害があると認定された方を含む）の方を対象とした医療制度であり、埼玉県後期高齢者医療広域連合が保険者として医療の給付等を行い、市町村は保険料の徴収と被保険者からの各種申請等の窓口業務を行うものです。

なお、歳入歳出当初予算額は2,099,447,000円で、対前年度比0.48パーセントの増でした。以降2回の補正を行い、最終予算額を2,114,961,000円とし、収入済額は2,091,108,770円で、予算額に対する収入割合は98.87パーセントとなりました。また、支出済額は2,075,831,575円で、執行率は98.15パーセントでした。予算の推移は次のとおりです。

予 算 の 推 移

(単位 千円)

区 分	当初予算額及び 補正前の額	補 正 額	合 計	備 考
当 初	2,099,447	—	2,099,447	平成31年3月14日議決
第 1 号	2,099,447	17,905	2,117,352	令和元年9月30日議決
第 2 号	2,117,352	△2,391	2,114,961	令和2年3月17日議決

歳 入

1 後期高齢者医療保険料

被保険者の保険料は、平成30年度と令和元年度の2年間の医療費等の見込額を基に埼玉県後期高齢者医療広域連合の条例により定められているもので、均等割額41,700円及び所得割率7.86パーセントです。市内に在住する被保険者の保険料の賦課は、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行い、市は保険料の徴収を行うことと法令で定められています。

保険料の収納状況は、次のとおりです。

現年賦課分

徴収区分	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
特別徴収保険料	1,116,939,920 ^円	1,116,939,920 ^円	0 ^円	100.00%
普通徴収保険料	645,199,690	636,204,120	8,995,570	98.61
合計	1,762,139,610	1,753,144,040	8,995,570	99.49

※ 上記の表の収入済額は、還付未済額（特別徴収保険料1,851,720円、普通徴収保険料391,430円）を含みません。

滞納繰越分

徴収区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
普通徴収保険料	16,979,118 ^円	4,899,059 ^円	4,885,030 ^円	7,195,029 ^円	28.85%

※ 上記の表の収入済額は、還付未済額（普通徴収保険料23,100円）を含みません。

2 繰入金

繰入金は、一般会計からの繰入金で、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金です。

事務費繰入金は、保険料の徴収等の市で行う後期高齢者医療事務に要する費用に充てるため、繰り入れたものです。保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減に伴う軽減額を県(4分の3負担)及び市(4分の1負担)で補うため、繰り入れたものです。

繰入額は、事務費繰入金が39,771,000円、保険基盤安定繰入金が271,048,413円でした。

3 繰越金

平成30年度からの繰越額は、17,905,916円でした。

4 諸収入

諸収入については、延滞金として120,400円、保険料還付金として1,949,460円、還付加算金として1,300円、預金利子として2,932円をそれぞれ受け入れました。